

[事案 24-84] 障害給付金支払請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

人工膝関節置換術を受けたために給付金等の請求をしたが、障害給付金が支払われなかったことを不服として、その支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 4 月に加入した終身保険について、平成 22 年 7 月にバドミントンの指導中に右膝を捻転した際、右膝内側半月板を損傷し、これに起因して、右膝大腿骨内顆骨壊死を発症し、平成 23 年 10 月に右人工膝関節置換術を受けるに至ったものと考えられる。これは、不慮の事故を直接の原因として障害状態になったものであるので、障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) バドミントン指導中の右膝の捻転は軽微な外因により疾病が悪化したものであり、「不慮の事故」には当たらない。
- (2) 右人工膝関節置換術は、バドミントン指導中の右膝の捻転から 180 日以上経過してから施行されたものであり、約款に定める障害給付金の支払事由に該当しない。
- (3) 右人工膝関節置換術が施行される原因となった右大腿骨内顆骨壊死および変形性膝関節症については、バドミントン指導中の右膝の捻転を直接の原因とするものとは言えない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 以下の理由から、本件事故から 180 日以内に申立人が障害給付金の給付対象となる状態になったとは認められず、その他の点を検討するまでもなく、障害給付金請求は認められない。
 - (1) 本契約の傷害特約約款によれば、責任開始期以降に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から起算して 180 日以内に、1 下肢の 3 大関節中の 1 関節について、関節の完全硬直で、回復の見込みのない場合または人工関節をそう入置換した場合に、障害給付金の支払対象に該当することが認められる。
 - (2) 右人工膝関節置換術が施行された申立人の症状が、「人工関節をそう入置換した場合」に該当することは明らかであるが、申立人の主張する不慮の事故の発生日（平成 22 年 7 月）から、右人工関節置換術の施行日（平成 23 年 10 月）までは 180 日を超えており、障害給付金の支払対象とはならない。

(3)不慮の事故の発生日（平成 22 年 7 月）から 180 日経過した時点は平成 23 年 1 月であるが、申立人は、平成 23 年 3 月にMR I 検査を受けるまでは、変形性膝関節症と診断をされるのみであり、申立人の症状が本件事故の発生から 180 日以内に「関節の完全硬直で、回復の見込みのない場合」に至っていたと認めることはできない。

2. 以下の理由から、申立人が右人工膝関節置換術を施行されるに至った申立人の症状と、本件事故との間に、因果関係があると認めることはできない。

(1)医師の回答書によれば、申立人は変形性膝関節症および内顆骨壊死の症状の治療のために右人工膝関節置換術を受ける必要があったと認めることはできるが、いずれも本件事故との関連性はないとされている。

(2)同様に、申立人の右膝内側半月板損傷についても、本件事故との因果関係は不明であるとされている。

(3)また、保険会社が医師から聴取した報告書によると、申立人の膝の状態の悪化ないし右膝半月板損傷と本件事故との関連は不明であるとされている。

(4)その他には、本件事故と申立人の症状を関連付ける証拠は提出されていない。